

公共施設使用料等の見直しについて

1 使用料について

(1) 見直しの基本方針

余暇や交流を楽しんだり、観光に訪れたりする施設で、一人当たりの入館料、入場料を設定している施設については、原価増減率を基に見直すことを前提として検討します。

また、地域活動、文化活動、スポーツ活動等を目的として利用する施設で、ホールや会議室のような一定の区画（部屋等）を団体や個人が利用する施設については、交流活動の促進と、スポーツを通じた健康の保持増進を図ることを目的に、使用料の据え置きを前提として検討します。

(2) 見直すこととして検討した施設の検討結果

1 温浴施設系 … 資料1

・あつ宝んど ・うらら館 ・平成の湯

【検討結果】

全体の原価増減率を基に見直した結果を参考に、他市の類似施設の状況を勘案し、市民の健康づくりを目的として、健康保養施設あつ宝んどの使用料金を据え置きます。また、類似施設であるうらら館、平成の湯についても据え置きます。

【新規の利用促進策】

① 3館共通回数券の発行

2-1 博物館系 … 資料2

・越前大野城 ・武家屋敷旧内山家 ・武家屋敷旧田村家
・和泉郷土資料館, 笛資料館 ・歴史博物館 ・民俗資料館
・本願清水イトヨの里 ・COCONOアートプレイス

【検討結果】

全体の原価増減率を基に見直した結果を参考に、年間利用人数や施設のブランド価値の上昇を考慮し、改定します。

【新規の利用促進策】

- ① 障がい者料金の区分新設
- ② 無料開放日の設定
- ③ 博物館講座受講者等に対する無料入館券発行 ※COCONO アートプレイスを除く
- ④ 企画展開催時における市民向け無料入館券発行 ※COCONO アートプレイスを除く
- ⑤ COCONO アートプレイスにおける年間パスポートの新規発行
- ⑥ 武家屋敷旧内山家、旧田村家における夜間ライトアップ料金の設定

2-2 博物館系 … 資料2

- ・化石発掘体験センター (HOROSSA!)

【検討結果】

全体の原価増減率を基に見直した結果を参考に、他市の類似施設の状況も勘案し、現行金額に原価増減分を上乗せし、改定します。

3 屋外施設系 … 資料3

- ・フレアール和泉
- ・九頭竜国民休養地 (パークホテル九頭竜、九頭竜スキー場)
- ・和泉前坂家族旅行村
- ・麻那姫湖青少年旅行村
- ・宝慶寺いこいの森

【検討結果】

全体の原価増減率を基に見直した結果を参考に、現行金額に原価増減分を上乗せし、改定します。

また、キャンプ場については、県内外の類似施設を参考に抜本的に見直します。

(3) 据え置きを前提として検討した施設の検討結果

- ・庁舎市民ホール
- ・結とぴあ (多田記念大野有終会館)
- ・生涯学習センター
- ・各公民館
- ・文化会館
- ・青少年教育センター
- ・職業訓練センター
- ・特用林産物生産加工施設
- ・スターランドさかだに
- ・木材工芸品加工施設
- ・各児童センター
- ・まちなか交流センター
- ・サンスポーツランド
- ・越前おおの結楽座
- ・まちなか観光拠点施設 (平成大野屋)
- ・道の駅九頭竜
- ・城下町東広場
- ・体育施設 (真名川憩いの島、明治公園テニス場、ゲートボール場、ふれあい公園照明)
- ・エキサイト広場
- ・和泉体育施設 (和泉グラウンド、和泉体育館)
- ・DAINOUSポーツランド
- ・B&G海洋センター
- ・学校体育施設
- ・市営葬斎場

【検討結果】

交流活動の促進と、スポーツを通じた健康の保持増進を図ることを目的に据え置きます。

2 手数料について

(1) 見直しの基本方針

原価を算定するなかで、他市の状況も見ながら検討します。

●主な手数料

戸籍関係手数料	戸籍謄本交付手数料、戸籍抄本交付手数料など
住民基本台帳関係手数料	住民基本台帳閲覧手数料、住民票の写しの交付手数料など
印鑑登録関係手数料	印鑑登録証明書交付手数料など
税証明関係手数料	所得証明、納税証明発行手数料など
堆肥センター関係手数料	一般廃棄物処理手数料など
休日急患診療所、和泉診療所関係手数料	死亡診断書、生命保険用診断書発行手数料など
危険物施設の許可に関する手数料	危険物施設許可手数料
狂犬病の予防に関する手数料	予防注射済票の交付手数料など

(2) 検討結果

法律、政令、その他の基準により定められている手数料については、その改正に合わせ、それ以外の手数料については、事務処理1件あたりの原価を基に、個別に検討します。

3 減免制度について

(1) 見直しの基本方針

減免となる対象事業、対象団体を検討し、団体間に不公平が生じないように、現在の大野市公共施設減免規則の見直しについて検討します。

(2) 検討結果

公共施設減免要綱別表第1 および別表第2を見直します。